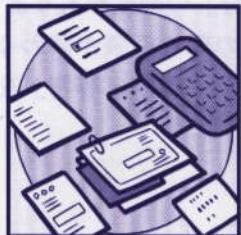


## 相続手続

- ★死亡届の提出……………7日以内
- ★相続放棄・限定承認の手続……3ヶ月以内
- ★準確定申告……………4ヶ月以内
- ★相続税申告・納税……………10ヶ月以内



## お知らせ

「相続」の手続は、気苦労が多く、手間がかかるものです。何年も看護・介護したあとで亡くなったとなると、ご家族の負担は大変です。葬儀に始まり、預貯金の払い戻し、遺族年金手続、保険金の受取りなど、沢山の手続が必要ですし、新盆、年忌などお寺さんとの付き合いも大事です。

「相続税」の納税対象者は非常に少なく、普通は余り考えなくてもよいでしょう。〔基礎控除5千万円＋相続人数×1千万円〕以上の相続財産がある方が納税対象者です。ただし、「連帯保証債務」も相続されますので、これには日頃から注意が必要です。

相続が見込まれたら、まず、お近くの行政書士にご相談ください。

行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

(千葉県教育会館 本館4階)

TEL043-227-8009/FAX043-225-8634

<http://www.chiba-gyosei.or.jp/>

## 遺言・相続



相続手続・遺言書の作成は  
まず、行政書士に、ご相談ください

あなたの街の法律家



千葉県行政書士会

## はじめに

相続人は誰か？その相続分はどのくらいか？  
というようなことは、民法で定める法定相続が優先すると思っている方がいらっしゃいます。財産はもともと亡くなった方（被相続人）のものであるので、自分でその処分を決めたいと思うのも当然でしょう。

そこで民法で「遺言」が認められていて（遺言の自由）、自分の思い通りに財産を処分することができます。「相続人同士の争いを未然に防止すること」それが残された家族に対する思いやりではないでしょうか。

## 相続関係業務

相続法の本を何遍読んでも、相続の仕方が分かるとは言えないでしょう。

実務では原則として、法務局で行う不動産の所有権移転登記をもって、相続登記とします。

この場合に、新たな登記識別情報（権利証）ができた時に、相続人が相続し、「相続」が終了したことになります。

もちろん、登記申請時には「遺産分割協議書」・「相続関係説明図」などの添付書類の作成は行政書士がお手伝いします。



## 遺言

自筆 証書 遺言	遺言者が、全文・日付を自書し、署名・押印した遺言 *日付：○年○月吉日 はダメ *パソコンによる作成 はダメ *相続開始(被相続人死亡)後開封前に家庭裁判所の「検認」が必要
公正 証書 遺言	遺言作成は公証人・証人2名の関与を必要とし、公証役場に原本が保管される遺言 *紛失・偽造の心配なし

なお、遺言の内容にかかわらず、相続人のうち配偶者、直系卑属、直系尊属には、民法で定められた「遺留分」が認められています。

## 法定相続人と法定相続分

配偶者（妻・夫）は、財産形成の協力者として常に優先され、子（胎児を含む）、父・母、兄弟姉妹の順で相続人となります。

例えば、配偶者と子があれば、父・母、兄弟姉妹には相続権はありません。（第1順位適用）

法定相続人		法定相続分
第1順位	配偶者	1/2
	子（孫）	1/2を均分
第2順位	配偶者	2/3
	父・母	1/3を均分
第3順位	配偶者	3/4
	兄弟姉妹（甥・姪）	1/4を均分
配偶者のみ		全部

※（ ）内は相続人が亡くなっているときの代襲相続人

## 遺産分割協議

「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況、その他一切の事情を考慮してこれをする。」（民法第906条）

- \*各相続人間の公平を保つために、「特別受益」、「寄与分」の制度があります。
- \*相続人の中で協議が調わないときは、家庭裁判所の「調停・審判」を利用することができます。

## 相続放棄

相続が開始した後に、相続人が相続の効果を放棄するもの。相続財産が債務超過である場合には、相続人に過大な債務を負わせるので、これを回避するために認められた制度です。

\*しかし、わが国の実態は、むしろ、共同相続人が、家業を継承する者を除いて相続を放棄し、相続資産を1人に集中することによって、農業資産や経営資産などの分割散逸を防ぐために利用されています。

- ▶相続放棄は、自己のための相続の開始を知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所へ、その旨を申述しなければなりません。

## 限定承認

相続財産が明らかに債務超過の場合は、相続放棄すれば足りるが、債務超過のおそれがある、という程度の場合には、限定承認をすれば、清算の結果、積極財産が残れば、これを取得でき、有利です。

- ▶限定承認も、自己のため相続の開始を知った時から、3ヶ月以内に家庭裁判所へ財産目録を作成して申述しなければなりません。